**YLOニュースレター（2024年８月号）**

皆様

この夏はいかがお過ごしでしょうか？パリオリンピックは感動する場面もあり、考えさせられた場面もありましたが、夜中までテレビにくぎ付けになったのではないでしょうか？その間は、大谷翔平関係のテレビ番組も極端に少なくなりましたが、粛々とゲームは行われています。「大谷翔平ロングインタビュー」（石田雄太、文芸春秋）を読みましたが、「先入観は可能を不可能にする」という言葉が印象的でした。人の意見を含めて自分を冷静に観察して、何ができるか第三者的に考えられるのは頼もしいですね。

　私は、８月は東京を離れてリモート仕事をしています。東京の猛暑は尋常ではないので、健康に堪えるため避難している状態です。といっても、コロナ以降、8月は予定が空いているだろうということでリアルな会議や宴会が多くなってきており、これまで２回東京に戻りました。会議後に帰るにはちょっと遠いのですが、それでも東京にいると日課の散歩もできないため、健康維持のために通うことにしました。

**最近の独占禁止法の動向（当事務所で興味を持っているもの）**

〇　**公正取引委員会**は、7月31日、「**スマホソフトウェア競争促進法**」に係る**ガイドライン等の策定等の施行準備や施行後の法運用を実効的なものとする**ため、特定ソフトウェアを提供する事業者とアプリ事業者等との取引実態や、同法を契機とした今後の新たなサービスの提供等に向けた構想、本法の運用に対する外部からの意見等を把握するため、**情報を広く募集**するとした。**情報募集期間は7月31日から9月8日**までである。「スマホソフトウェア競争促進法」に関する情報は、当事務所６月ニュースレターをご覧ください。

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/smartphone_software.html>

〇　**令和5年4月28日**、**「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)**(令和5年法律第25号)が可決成立し、**同年5月12日に公布**された。同法は、**令和6年11月1日に施行される**。公正取引委員会は、同法の振興のために、各種パンフレットを作成し、また、動画を作成してYouTubeで配信している。同法の施行が迫っているので、**ご依頼者のご担当者は余裕をもってご対応ください**。フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する情報は、当事務所６月ニュースレターをご覧ください。

https://www.jftc.go.jp/fllaw\_limited.html

〇　公正取引委員会は、**ASP Japan合同会社**（「ASP」）に対し、ASPが、**独占禁止法第19条（不公正な取引方法第10項（抱き合わせ販売等））**の規定に違反する行為を行っているとして、**7月26日**、**独占禁止法の規定に基づき排除措置命令**を行った。

ジョンソン・エンド・ジョンソンから吸収分割で事業を承継したASPは、**特許が切れた同社のディスオーパの販売を確保するために**、内視鏡洗浄消毒器にバーコードリーダーを取り付けるとともに、ディスオーパの容器に**二次元コード**を貼付し、当該バーコードリーダーによって当該二次元コードを読み取らなければ本件内視鏡洗浄消毒器の洗浄消毒機能が作動しないようにすることにより、本件内視鏡洗浄消毒器を使用している医療機関に対し、**本件内視鏡洗浄消毒器の供給に併せてディスオーパを購入させているとして排除措置命令を下した**ものである。

**独占禁止法以外で当事務所が興味を持っている分野の情報**

〇 **民事裁判の判決のデータベース化**を議論している法務省の検討会は、「**情報管理機関**」に**指定された非営利の法人**が判決を集約し、**個人情報を匿名**にしたうえで利用者に提供するなどとした報告書をまとめた。データベース化されるのは、今後、電子データで出される判決で、**これまでの判決は対象にならない**。法務省は、早ければ今年度中に新たな法案を国会に提出し、**2026年度からの運用開始を目指している**。日本も遅ればせながら、やっと判決のデータベース化が進むことになるが、これまで**５％程度の判例公開で議論されてきたこと**に、驚きと日本の大幅な後退を感じざるを得ない。

○　**労働基準法**では、**2019年4月より（中小企業は2020年4月より）**、時間外労働の上限規制が定められている。しかし、**工作物の建設の事業、自動車運転の業務（タクシードライバーやトラックやバスの運転手など）**、**医業に従事する医師等**は5年間の猶予が与えられていた。しかし、当該事業に従事する者が行う事業・業務においても、**2024年4月**からは時間外労働の上限が設けられることになる。所謂、**2024年問題**である。

そもそも**少子化等の影響で採用が極めて厳しい中で**、この規制強化は企業にとっては工夫をして乗り切らなければならない問題となっている。

当ニュースレターの記事、内容に関するご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

矢吹法律事務所

東京都港区愛宕1丁目3－4愛宕東洋ビル4階

電話 03－5425－6763

Fax 03－3437－3680

電子メール　[k.yabuki@yabukilaw.jp](mailto:k.yabuki@yabukilaw.jp)

HP  <http://www.yabukilaw.jp>

＃**「草野芳郎ADRセンター」**へのご連絡はこちらにお願いします。**通常のアドホック調停及びウェブ調停を実施**しております。早期の紛争解決をお望みの方は是非ご利用ください。

[草野芳郎ADRセンター](http://www.yabukilaw.jp/adr.html)

〇**草野芳郎弁護士**が、「**新和解技術論～和解は未来を創る**」（信山社）を出版していますが、人気の高い「和解技術論」の改訂版です。当事務所では1割引き（定価2000円税別）で販売しています。社内のコミュニケーションにも大変参考になります。ご興味のある方はYLO（soumu@yabukilaw.jp）までお申し込みください。

（YLO News Letter毎月10日頃発行）